

標 題：

ホンコン籍船舶に備えるイマーショーン・
スーツ及び保温具について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 151

Date: 平成6年10月28日

関係船主、造船所 各位

今般、ホンコン政庁より、ホンコン籍船舶に備えるイマーショーン・スーツ及び保温具について、下記の通り指示がありましたので、お知らせ致します。貴社にて所有或いは運航されている船舶に備え付けられているイマーショーン・スーツ及び保温具が、同要件に適合していない場合は、早急に必要な措置を取るよう、ご推奨申し上げます。

—記—

1. 要求数

SOLASに定められている要件に加え、下記の要件にも適合すること。ただし、何時も北緯20度と南緯20度の間の海域を航行する船舶には、イマーショーン・スーツ及び保温具を備える必要はない。

- 1. 救命艇と兼用しない救助艇が搭載されている船舶には、救助艇に乗組む乗組員 1名に対し、イマーショーン・スーツ 1着
- 2. 救命艇の代わりに投下式の膨脹式救命いかだが搭載されている85m未満の船舶（ただし、油タンカー及びガス・キャリアを除く）には、乗組員 1名に対し、イマーショーン・スーツを 1着

2. 設置場所・保管方法

イマーショーン・スーツ及び保温具は、生存艇での使用を考慮し、容易に近寄ることのできる場所に備えること。また、保温具は、容易に移動できるようバッグに保管すること。

以 上